

福島県不正軽油対策会議設置要綱

(名称)

第1条 本会議は、「福島県不正軽油対策会議（以下「対策会議」という。）」と称する。

(目的)

第2条 対策会議は、不正軽油の製造及び流通の防止に向け、軽油を販売又は使用する民間関係団体と福島県がそれぞれの取り組みを通じて相互に協力し、正常な軽油の流通を図るとともに、環境に悪影響を与える不正軽油の排除を目的とする。

(構成)

第3条 対策会議は、次の構成員をもって組織する。

- (1) 福島県石油商業組合 専務理事
- (2) 社団法人福島県トラック協会 専務理事
- (3) 社団法人福島県バス協会 専務理事
- (4) 一般社団法人福島県建設業協会 専務理事
- (5) 福島県生活環境部消防保安課長
- (6) 福島県生活環境部産業廃棄物課長
- (7) 福島県生活環境部水・大気環境課長
- (8) 福島県警察本部生活安全部生活環境課長
- (9) 福島海上保安部警備救難課長
- (10) 福島県県北地区不正軽油対策会議 議長
- (11) 福島県県中地区不正軽油対策会議 議長
- (12) 福島県県南地区不正軽油対策会議 議長
- (13) 福島県会津地区不正軽油対策会議 議長
- (14) 福島県南会津地区不正軽油対策会議 議長
- (15) 福島県相双地域不正軽油対策連絡会議 議長
- (16) 福島県いわき地区不正軽油対策会議 議長
- (17) 福島県総務部税務課長

2 対策会議に次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 1名

3 役員は構成員の互選により定める。

(役員の仕事)

第4条 議長は、会議を代表し、会務を総括する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故ある時はその職務を代理する。

(役員の任期)

第5条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、構成員がこれを補佐し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行なう

ものとする。

(運営)

第6条 会議は議長が招集し、主催する。

- 2 会議は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、議長あて委任状を提出し代理の者を出席させ、また、あらかじめ指定する者を出席させることができる。
- 4 会議の議事は構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 5 議長は、会議の開催にあたり、関係ある者について出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 対策会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会の運営については別途定める。

(実施事項)

第8条 対策会議は、構成員による意見及び情報交換を踏まえ、次の事項について決議し、必要な対策を講じる。

- (1) 不正軽油撲滅のための協力体制の構築に関すること。
- (2) 不正軽油撲滅のための具体的方策に関すること。
- (3) 不正軽油撲滅のための広報・啓発活動に関すること。
- (4) その他、必要と認める事項。

(解散)

第9条 対策会議の解散は構成員の総意による。

(事務局)

第10条 対策会議の事務局は、福島県総務部税務課内に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、対策会議の開催に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成14年7月30日から施行する。

附 則 この要綱は、平成15年7月30日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年7月26日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年2月5日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年2月8日から施行する。

福島県不正軽油対策会議幹事会運営要綱

福島県不正軽油対策会議設置要綱第7条第2項の規定による運営に関する必要な事項を次のとおり定める。

(構成)

第1条 幹事会は、次の幹事をもって組織する。

- (1) 福島県石油商業組合 事務局長
- (2) 社団法人福島県トラック協会 常務理事
- (3) 社団法人福島県バス協会 事務局長
- (4) 一般社団法人福島県建設業協会 常務理事
- (5) 福島県生活環境部消防保安課 総括担当者
- (6) 福島県生活環境部産業廃棄物課 総括担当者
- (7) 福島県生活環境部水・大気環境課 大気保全総括担当者
- (8) 福島県警察本部生活安全部生活環境課 課長補佐
- (9) 福島海上保安部警備救難課 専門官
- (10) 福島県県北地区不正軽油対策会議 事務局担当者
- (11) 福島県県中地区不正軽油対策会議 事務局担当者
- (12) 福島県県南地区不正軽油対策会議 事務局担当者
- (13) 福島県会津地区不正軽油対策会議 事務局担当者
- (14) 福島県南会津地区不正軽油対策会議 事務局担当者
- (15) 福島県相双地域不正軽油対策連絡会議 事務局担当者
- (16) 福島県いわき地区不正軽油対策会議 事務局担当者
- (17) 福島県総務部税務課 主幹

2 幹事会には、必要に応じ幹事以外の関係者等が出席できる。

(幹事長)

第2条 幹事会に幹事長を置き、幹事長は福島県総務部税務課主幹をもって充てる。

(運営)

第3条 幹事会の開催は、幹事長が幹事を招集し、その議長となる。

2 やむを得ない理由により幹事会に出席できない幹事はあらかじめ指定する者を出席させることができる。

(職務)

第4条 幹事会は設置要綱第8条に掲げる事項について具体策を協議する。

附 則 この要綱は平成14年7月30日から施行する。

附 則 この要綱は平成15年7月30日から施行する。

附 則 この要綱は平成16年7月26日から施行する。

附 則 この要綱は平成21年2月5日から施行する。

附 則 この要綱は平成25年2月8日から施行する。